

議 案 名	市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について														
制 定 趣 旨	富士見市特別職報酬等審議会の意見を踏まえ、期末手当の支給月数（割合）を0.1月分引き上げるものです。														
制 定 内 容	<p>1 第1条関係（市長及び副市長の給与等に関する条例） 期末手当の支給月数（割合）を変更するものです。</p> <table border="1" data-bbox="475 1003 1404 1223"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 1003 719 1048">区分</th> <th data-bbox="726 1003 949 1048">6月期</th> <th data-bbox="956 1003 1179 1048">12月期</th> <th data-bbox="1185 1003 1404 1048">合計月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 1057 719 1137">令和7年度 期末手当</td> <td data-bbox="726 1057 949 1137">2.05月</td> <td data-bbox="956 1057 1179 1137">2.05月</td> <td data-bbox="1185 1057 1404 1137">4.1月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1146 719 1227">令和8年度以降 期末手当</td> <td data-bbox="726 1146 949 1227"><u>2.1月</u></td> <td data-bbox="956 1146 1179 1227"><u>2.1月</u></td> <td data-bbox="1185 1146 1404 1227"><u>4.2月</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第2条関係（富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例） 期末手当の支給月数（割合）を変更するものです。</p> <p>内容は、第1条関係と同様です。</p>			区分	6月期	12月期	合計月数	令和7年度 期末手当	2.05月	2.05月	4.1月	令和8年度以降 期末手当	<u>2.1月</u>	<u>2.1月</u>	<u>4.2月</u>
区分	6月期	12月期	合計月数												
令和7年度 期末手当	2.05月	2.05月	4.1月												
令和8年度以降 期末手当	<u>2.1月</u>	<u>2.1月</u>	<u>4.2月</u>												
施 行 日	令和8年4月1日														

市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条関係 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年条例第14号）

新	旧
<p>(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の210</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～4 (略)</p>	<p>(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の205</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～4 (略)</p>

第2条関係 富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年条例第13号）

新	旧
<p>(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の210</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～4 (略)</p>	<p>(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の205</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～4 (略)</p>